

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 消費税の軽減税率・インボイス制度について
- II. 高額資産を取得した場合の仕入税額控除の特例
- III. 事業計画書には何を網羅すべきか
- § 共栄会例会のご案内について

[今月のトピックス]

- ・経営指標解説コーナー
- ・国税庁情報コーナー
- ・コーヒーブレイク
- ・今月お役立ちホームページ

I. 消費税の軽減税率・請求書等保存方式について

—まず押さえるべきポイント—

■概要とスケジュール

平成29年4月1日より消費税率が10%に引き上げられるのと同時に、飲食料品と新聞が軽減税率の対象になります。また、平成33年4月1日より「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）が始まることになり、軽減税率対象品目を販売する事業者は、インボイスの発行が義務付けられる一方で、購入する事業者はその取得と保存が仕入税額控除の要件とされます。インボイス制度の導入までの間は、基本的に現行の請求書等保存方式が維持されますが、区分経理に対応するため、消費税の計算方法や請求書の記載内容等について経過措置が講じられます。

■軽減税率の対象品目と税率

軽減税率の対象となる課税資産等は「飲食料品」「定期購読契約が締結された新聞」の2種類とされ、軽減税率は8%とされます。飲食料品とは食品表示法に規定する食品をいい、飲食料品から除かれるものとして「酒類（酒税法に規定する酒類）」、「外食」、「一体商品」の3種類が挙げられています。外食に当たるか否かの区分は、テイクアウト・持ち帰り・宅配は外食に当たらないとされ、「飲食設備を設置した場所で行う」ものではないもの、例えば、牛丼屋のテイクアウト等は外食に当たらないとされ、店内飲食は外食とされます。

「一体商品」とは、飲食料品と飲食料品以外の資産が一体となっている資産、いわゆる玩具付きお菓子等がその例となります。資産の主たる分が飲食料品から構成されているもの（例えば、おまけ付きのキャラメルみたいなもの）は、その全体を飲食料品として、軽減税率の対象となります。「定期購読契約が締結された新聞」とは一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞に限られます。

■インボイス制度とは

インボイスとは、会社同士が取引をする際に、商品ごとに税率や税額を一覧にして記載した明細書のことを指し、日本語では「税額表」と言われることもあります。既存の日本の請求書では、商品をまとめた形（例えば、「食料品等」という書き方になります）で記載し、金額自体も、税込価格のみを記載してよいこととしておりました。しかし、インボイスでは、一つ一つの商品に対し、それぞれの税率と税額を記載することが必要になり、それに伴い取引ごとに記載が必要になります。適格請求書を発行するためには、免税事業者以外の事業者であって、かつ税務署長に申請書を提出し、適格請求書を交付できる事業者としての登録を受けることが必要となりますので、登録をうけた事業者は届書の提出により登録の取り消しを受けなければ、事業者免税制度が適用されません。また、登録された事業者の氏名、名称及び登録番号についてはインターネットで公表されます。登録を受けた課税事業者（売り手）は、事業者（買い手）から求められた場合には適格請求書の交付と保存が義務付けられます。適格請求書には、税率ごとに合計した対価の額及び適用税率、消費税額等、交付を受ける事業者の氏名または名称等が記載事項となります。しかし、一定の業種（不特定多数のものに対して販売を行う小売業、飲食業、タクシー業等）は適格請求書の記載事項を簡易なもの（適格簡易請求書）とすることができます。

■最後に

軽減税率、インボイス制度ともに制度として、複雑で、従前の消費税の制度からの経過措置も併せて鑑みるとさらに複雑なものになります。また、軽減税率を先に導入しているヨーロッパでは、導入により税制度が複雑になり、事務量が増えたのにも関わらず、所得の再分配がなされていないとの批判もあります。税の三原則は「公平」・「中立」・「簡易」です。軽減税率、インボイス制度につきましては、税の三原則を念頭において、導入前から注視すべきものと考えます。



経営指標解説コーナー

■ 買入債務回転期間とは

買入債務とは買掛金や支払手形のことで、買入債務回転期間は買入債務の支払いまでに何日かかるかを表しています。基本的に買入債務回転期間は長ければ長いほど資金繰りにはプラスに働きます。しかしながら支払いに遅延が生じているとみることもできるため、企業体力の低下の表れと判断される場合もあります。過去の決算書数期から仕入債務回転期間を算出してみて、長期化あるいは短期化の傾向にないか、そして同業他社と比較して著しく差がないかが重要になります。



国税庁情報コーナー

■ 本人へ交付する源泉徴収票や支払通知書等への個人番号の記載は必要ありません！

所得税法施行規則等の改正が行われ、マイナンバー法施行後の平成 28 年 1 月以降も、給与などの支払を受

ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました。個人番号が記載不要となる税務関係書類は、給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払に関する通知書、特定口座年間取引報告書、未成年者口座年間取引報告書、特定割引債の償還金の支払通知書です。

Ⅱ. 高額資産を取得した場合の仕入税額控除の特例

—資産を購入する際注意が必要です—

■概要

税抜 1,000 万円以上の高額資産を取得または建設等した場合には、下記期間については消費税の簡易課税制度及び事業者免税点制度が適用できなくなります。

1. 高額資産の仕入れ等を行った場合

高額資産の仕入れ等の日の属する課税期間からその課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間まで

2. 自ら建設等をした場合

建設等に要した費用の額が 1,000 万円以上となった日の属する課税期間からその建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間まで

■改正の趣旨

平成 22 年度の税制改正で、課税事業者選択届出書を提出した事業者と新設法人（基準期間がない期首資本金 1,000 万円以上の法人）が調整対象固定資産（税抜 100 万円以上の固定資産等）を取得した場合には、その取得した課税時期から最低 3 年間は簡易課税制度及び事業者免税点制度が適用できなくなりました。これは、それ以前に横行していた「（※）自販機スキーム」を封じるためと言われていました。

今回の改正は、PFI 事業等を実施するために設立された特別目的会社（SPC）が、建物を取得して還付を受けてから、すぐ簡易課税制度を適用してその建物の売却代金に係る消費税についてみなし仕入率相当分を控除するというスキームを封じる目的といわれています。

（※）大きな固定資産を取得した課税期間だけ課税事業者となり、自動販売機の設置等により意図的に課税売上のみを発生させるようにして消費税の還付を受けた後に、簡易課税制度や免税事業者になってし

まうことにより課税売上割合が著しく変動した場合の仕入税額の調整の適用を逃れるというスキームです。

■今後難しくなる消費税対策

この改正によって、課税事業者選択届出書を提出した事業者や新設法人に該当しない事業者であっても、高額資産を取得して還付を受けたあと、その高額資産が稼働して課税売上が発生するときに簡易課税制度や免税事業者になることで、その高額資産から発生する売上に係る消費税を軽減するといった対策は難しくなります。

■適用時期

本改正は平成28年4月1日以降に高額資産を取得した場合に適用されます。ただし、平成27年12月31日までに締結した契約に基づき平成28年4月1日以後に高額資産の取得をした場合には適用されません。

Ⅲ. 事業計画書には何を網羅すべきか

— 盛り込むべき7つの事項 —

先月号では、融資を受けるための事業計画書の重要な作成ポイントについて取りあげました。今月号では、事業計画書に盛り込むべき7つの事項についてご案内させていただきます。具体的には、会社概要、経営者の経歴、現在の事業状況新規事業について、経営改善の手法について、今後の見通し、資金計画、です。

では、これらの項目ひとつひとつの内容を見ていきましょう。

■会社概要

まず、会社概要は文字どおり会社の概要についてまとめます。資本金、従業員数、所在地、支店や営業所、大まかな組織構成などです。合わせて、役員の氏名は役職とともにすべて挙げておきます。

■経営者の経歴

経営者の経歴は、特に創業の場合は重要です。金融機関は事業計画書を、「このような人物が、このようなことをしようとしている」という観点で見ます。事業計画がいくら素晴らしくても、経営者に人間としての魅力がなければ、金融機関の担当者は首を縦には振ってくれません。経営者の経歴で大事なことは、どのような経験を積んできたかです。日本政策金融公庫であれば、同業種に6年以上携わってきたかどうか、ひとつの基準になっています。

■現在の事業状況

現在の事業状況を書く場合は、売上と経常利益の推移を書きます。加えて自社の業績がどのような状況にあるかをまとめます。上向きなのか、下向きなのか、横ばいなのか、経営に影響を与える外部環境の変化などにも触れておきます。経営上の問題点や課題などを抽出し、それを克服するための必要資金を記しておきます。

■新規事業について

新規事業を行う場合は、どのように収益を上げるビジネスなのか、しっかりとビジネスモデルを説明する必要があります。次に、そのビジネスに対するニーズを明示します。その他にも、その事業を推進する人員体制や売上予測、仕入先および販売先などを具体的に挙げます。

■経営改善の手法

新規事業が特にならない場合は、現在の事業の経営改善策、もしくは売上向上策を書きます。これらは、誰が何をいつ行うかということを書き具体的に書くことがポイントです。

■今後の見通し

今後の見通しについては、売上や経費、経常利益などの数値を中心に記述する必要があります。数値の根拠となる販売数や顧客数の予想推移、売上の拡大に伴う人員補充の計画等も加えましょう。

■資金計画

資金計画として、新たに立ち上げる事業や経営改善にいくら必要なのか、総費用と明細を記載します。必要資金総額に対して、自社で準備できる金額を提示します。総額から自社で準備するお金を引いた金額が、金融機関から融資を受ける予定額です。融資を受ける金額が決まれば、何年で返済するかという希望・予定も書く必要があります。融資を受けてすぐに返済を始めるのか、半年後から返済をするといった、いわゆる据え置き期間を希望するなども記載する必要があります。



コーヒーブレイク ～TFGの語源とは？～

TFGのロゴの由来をしばしば聞かれることがあります。私共の**TFG**（商標登録証第5087459号）というローマ字のそもそもの由来は実は二つございました。一つは(株)東亜経営総研の頭文字の**T**と旧：藤原合同会計事務所の同じく**F**とそのグループということで同じく**G**ということが語源となっています。もう一つは税務のTaxと財務・会計のFinancialを扱うプログループということで、その各々の頭文字をとって**TFG**としたものです。藤原合同会計事務所が税理士法人化したこともあり、今後につきましては将来の展望もあり、「**Tax&Financial Group**」をキャッチコピーに挿入していきたいと存じております。



今月のブックマーク

特許の重要性を認識されている方であっても、発明の定義である進歩性や新規性、特許明細書や特許の請求の範囲の記載要件、先行技術文献情報開示要件、意匠権の概要などをご存知の方は少ないように思います。そこで「IP・e ラーニング」をご紹介します。同サイトでは特許や実用新案権、意匠制度などについて無料で動画学習を実施することができます。

「IP・e ラーニング」

<https://ipe.inpit.go.jp/inaviipe/service>

TFG 共栄会 例会のご案内

本年度も下記の要領にて開催いたしますので、お誘い合わせの上ご参加ください。

日 時： 平成28年4月26日（火） 受付 午後4時20分より
内 容： 開催・挨拶 午後5時00分より
第一部 研究部会・研修会 …… 午後5時20分より

テーマ「今後の経済展望」—チャンスはつかめるのか—

講師：三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券

単景気循環研究所副所長（シニアエコノミスト）鹿野 達史 氏

第二部 情報交換懇親会 …… 午後7時より（8時30分終了予定）

御堂筋 本町

会 場： ヴィアーレ大阪 2F「安土の間」（御堂筋線本町駅1号出口を3分）

参加費： 5,000円

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 新井、岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援 … T&FG Group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFGニュース編集担当 岸本 圭祐